

# イシドルス『語源』第5巻

西牟田 祐樹 訳

Created at: 2025/1/19

## 2. 神の法と人定法について

すべての法は神法であるか人定法であるかのいずれかである。神法は自然に基づいており、人定法は慣習に基づいている。それゆえ人定法はそれぞれ異なっている。なぜなら異なる民族は異なる法を好むからである。fas とは神法のことであり、jus とは人定法のことである。外国人の財産へと超え出るとは fas であり、jus ではない。

## 3. jus と leges と mores は互いにどのように異なるのか

法 (jus) は一般的な名称であり、一方で成分法 (lex) は法 (jus) の種である。jus は正しいもの (justum) であるので、そのように呼ばれる。そしてすべての法 (jus) は成文法 (lex) と慣習法 (mos) から成る。成文法とは書かれた法令 (constitutio) のことである。mos とは古さによって保障された consuetudo (慣習法)、あるいは書かれていない法 (lex)<sup>1</sup> のことである。それというのも lex は legere (読み上げる) に由来してそのように呼ばれるからだ。なぜなら [lex は] 書かれたものだからである。慣習法は慣習によって定められたある種の法のことである。慣習法は成文法が欠けている際に法として認められる。[法は] 書かれているものと理性のいずれに基づいていても相違はない。なぜなら理性は法をも保障するからである。さらに法が理性に基づくならば、法は信仰に合致し、教えに適合し、安全を増進する限りで、理性に基づくすべての物事のこととなるであろう。そして consuetudo は共同体における慣習<sup>2</sup> であるが故に、そのように呼ばれる。

## 4. 自然法とは何か

法 (jus) は自然法であるか市民法であるか万民法 (jus gentium) であるかのいずれかである。自然法はすべての民族 (gens, 国民) に共通である。自然法は自然本性 (instinctus naturae) によって至る所にあるものであって、いかなる法令に含まれるものでもない。自然法は例えば以下のようなものである。

---

<sup>1</sup>lex は広義では jus と同義に用いられ、狭義では成文法のことを表しているので都度訳し分ける。

<sup>2</sup>con(共-) + suetudo (慣習、習慣)

男女の婚姻、子供 (liberi) の相続と養育、万物の共有の原則 (communis omnium possessio)、全ての人間に共通の自由 (omnium una libertas)<sup>3</sup>、空と大地と海から得られたものの取得、借用物または借用した金銭の返還、力による暴力への抵抗。

そしてこれ、あるいはこれに類似しているものは決して不正ではなく、自然と公正なものに含まれる。

---

<sup>3</sup>トマス・ミュンツァーと「神の国」、木塚隆志、東京大学宗教学年報、No.7、pp.61-81、1990. の訳を参考にした。